

主権者教育の一層の推進を求める意見書

地方議会は、投票率の低下、議員の性別や年齢構成の偏り、議員のなり手不足などの課題を抱えており、女性や若者など多様な人材の議会への参画を一層進めていくためには、議会の重要な役割について、将来の地方自治を担うこどもたちを含め広く住民に理解が得られるよう取り組んでいかなければならない。

このような中、令和5年に地方自治法が改正され、地方議会が地域の多様な民意を集約し、地方公共団体の重要な意思を決定すること、地方議会議員は住民の負託を受けて誠実にその職務を行うことなどが明文化され、地方議会に対する住民の関心を高め、理解を深める契機となっている。

国においては、地方自治体に対しアドバイザーを派遣する「主権者教育アドバイザー」制度を展開し、講演や出前授業により主権者教育の推進を図っている。本県議会においては、若者が県議会を身近なものとして感じ、主権者として政治参加意識の醸成を図るため、「生徒・学生と県議会議員との意見交換会」や若者向け広報紙の発行などの取り組みを行っている。また、県・市町村選挙管理委員会においては、学校での出前講座等を実施し、主権者教育の取り組みを推進している。

しかしながら、主権者教育は学校をはじめ、家庭、地域など様々な場面で国民運動として取り組むべきものである。また、地方の財政状況により主権者教育の取り組みに差が生じることは望ましいことではなく、主権者教育の一層の推進を図るためには、十分な財源の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、女性や若者など多様な人材の議会への参画推進を図るため、下記の事項を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。
- 2 地方における主権者教育の取り組みに必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月18日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	松本剛明	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
文部科学大臣	盛山正仁	殿
内閣官房長官	林芳正	殿

山形県議会議長 森田 廣